

いじめ防止基本方針

「いじめ」は、どの生徒にも起こりうる、そして、どの生徒も「被害者」にも「加害者」にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことが大切である。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

- 生徒は、いかなる理由があっても「いじめ」を行ってはならない。
- 全教職員が「いじめ」の未然防止と早期発見に努める。
- 学校、家庭、地域、行政、その他関係機関相互の連携・協力の下、社会全体で「いじめ問題」を克服する。

1 いじめの理解

(1) いじめの定義（いじめ調査を行う際の判断基準）

「いじめ」とは、「当該生徒が」一定の人間関係である者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものを言う。

- ・ポイント1：いじめられた生徒の気持ちを重視する。
- ・ポイント2：攻撃とは、仲間はずれや集団による無視など心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ・ポイント3：物理的な攻撃とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。

(2) いじめに対する基本的な考え方（認識）

- ・いじめは、「絶対に許されない」、「いじめる側が悪い」。
- ・いじめは、「どの生徒にも、どの学校にも」起こりえる身近な問題である。
- ・いじめの「未然防止」と「早期発見」は、教職員の重要課題である。

(3) いじめの態様（例）

悪口を言う・あざける・落書き・物壊し・集団での無視・陰口・避ける・わざとぶつかる・小突く・命令・脅かし・威圧・誹謗中傷・噂流し・からかい・仲間はずれ・嫌がらせ・暴力 金品たかり・使い走り・物隠し他

2 いじめ未然防止・対応マニュアル

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員 会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に 醸成していくことが大切である。常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的 な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する などが考えられる。学校の教育活動全体を通じた道德教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業に ついていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長し たりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる 側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当た 必要がある。

(1) いじめの未然予防

- ア 学業指導の充実 ・規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり
- イ 特別活動、道德教育の充実 ・ホームルーム活動を通じた望ましい人間関係づくり・ボランティア活動の奨励・推進
- ウ 教育相談の充実 ・定期教育相談による面談

- エ 人権教育の充実・教科指導を通じた人権意識の啓発 ・講演会の開催等
- オ 情報教育の充実・教科「農業情報処理」におけるモラル教育 ・ホームルーム活動を通じた携帯・メール等のモラル教育
- カ 保護者や地域との連携・いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等の周知・授業公開、行事公開、ＨＰでの教育活動の公開
- キ 絆づくり、協働的な活動の充実

(2) いじめの早期発見

- ア いじめ発見 いじめ行為を発見した場合は、その行為をその場で止めさせると共に、いじめられている 生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- イ いじめられている生徒」と「いじている生徒」のサインの察知日常の生徒観察による変化やサインを見逃さない。
- ウ 相談体制の整備・相談窓口の設置、生徒や保護者への周知・生徒教師間の信頼関係の構築
- エ 定期的調査の実施・「いじめ」に関するアンケート調査の実施と教育相談体制の充実
- オ 情報の共有、対応策の策定 ・報告経路の明示、報告(結果・経過)の徹底・朝打合せ、職員会議等での情報共有(生徒理解) ・要配慮及び支援生徒の現状把握と指導

(3) いじめへの対応～認知と解消に向けて～

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層 難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に 取り組むとともに 、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気

つくる。また、保護者用の いじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的 に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが 必要である。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後 の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間 で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機 会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報 についても学校の教職員全体で共有することが必要である。

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応 する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方

はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成

長を促す目的で行う。いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方 法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく ことが必要である。

- ア いじめられている生徒への対応 いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと共に、全力で 守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する。（安全安心の確保・心のケア・今後の対策・認め励ます・継続的な指導等）
- イ いじめている生徒への対応 いじめは、決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し 他人の痛みを知ることができるような指導を根気強く行う。（いじめの事実を確認・いじめの背景や要因の理解に努める・いじめられている生徒の 苦痛に気付かせる・今後の在り方や生き方を考えさせる）

ウ 集団への対応 周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬ振りをしたり、止めようとしなかったり する集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

エ 保護者への対応

- ・いじめられている生徒の保護者に対しては、学校は全力を尽くすという決意を伝え、すこしでも安心感を与えられるよう配慮する。
- ・いじている生徒の保護者には、事実を正確に伝え、指導への協力を求める。

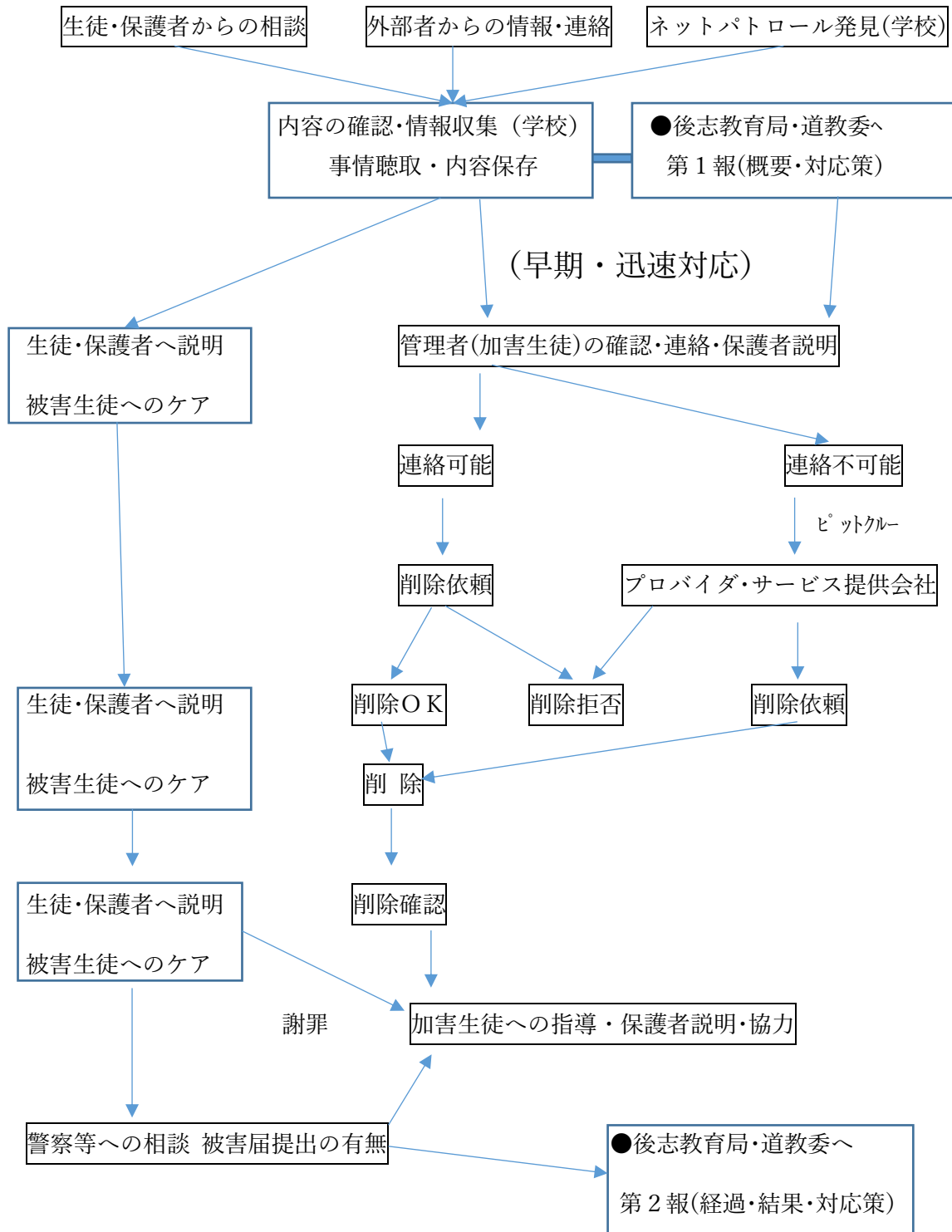
(4) 関係機関との連携

- ア 教育関係機関との連携 ・当該生徒への支援・指導・保護者への対応について・関係機関との調整
- イ 警察との連携 ・心身(生命)や財産に重大な被害があると想定される場合・犯罪行為や法令に違反する行為がある場合
- ウ 児童相談所、子育て支援室、スクールカウンセラーとの連携 ・家庭での療養に関する指導・助言 ・当該生徒への「心のケア」と「アドバイス」・学校生活での指導・助言
- エ 医療機関との連携・精神保健に関する相談・治療及び指導・助言

(5) ネットいじめへの対応

- ア ネットいじめ ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を書き込むことや不特定多数の者や掲示板に 送信する ・特定の生徒になりすまし、社会的信用をおとしめる行為を行う ・掲示板等に特定の生徒の個人情報(写真含む)を掲載する ・ライン等で、仲間はずれにする。
- イ ネットいじめの予防 ・保護者への啓発と家庭でのルール作り推進（使い方、フィルタリング設定、保護者見守り） ・情報教育の充実（教科「農業情報処理」における情報モラル教育）
 - ・防犯教育(ネットトラブル未然防止等の講話)
- ウ ネットいじめへの対応
 - ・ネットいじめの把握（被害者からの訴え、閲覧者からの情報）
 - ・定期的なネットパトロール

【不適切な書き込み・画像等の掲載】



(6) 重大事態への対応

ア 重大事態

- ・ 緊急事態の発生 ・ 生徒の生命・心身又は、財産に重大な被害が発生（犯罪行為を含む）（自殺予告・未遂・自殺、精神疾患を発症、身体に重大な被害・怪我・障害を負う、金品強奪等）
- ・ 生徒が長期にわたり学校を欠席することを余儀なくされる（7 日・30 日以上欠席、連続的・断続的に欠席が繰り返される）

イ 重大事態時の報告・調査協力

- ・ 後志教育局、道教委（本庁）への報告
- ・ 後志教育局、道教委（本庁）設置の緊急調査組織の協力依頼
- ・ 関係機関への支援要請（警察・保健所・医療機関・児童相談所等）